

令和5年度 下関市職員採用試験案内

消防吏員

上級職	受付期間	令和5年 6月 1日 (木) ~ 令和5年 6月13日 (火)
	第1次試験	令和5年 7月 9日 (日)
初級職	受付期間	令和5年 7月 1日 (土) ~ 令和5年 8月10日 (木)
	第1次試験	令和5年 9月17日 (日)

1 試験区分等

(1) 試験区分、採用予定数及び受験資格

① 上級職

試験区分	採用予定数	受験資格
上級消防	5名程度	平成11年4月2日～平成14年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する大学及びこれと同等と認められる学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの者

② 初級職 (上級職の受験資格を有する者は受験できません。)

試験区分	採用予定数	受験資格
初級消防	5名程度	<u>ア 救急救命士の資格を有する者</u> 平成11年4月2日～平成16年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの者 (「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。) <u>イ 救急救命士の資格を有しない者</u> 平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの者で、学校教育法に規定する高等学校、短期大学、高等専門学校及びこれらと同等と認められる学校を卒業又は令和6年3月卒業見込みの者 (「高等学校卒業程度認定試験」合格者を含む。)

上記①②に定めるほか、次のいずれにも該当すること。

(ア) 日本国籍を有する者

(イ) 身体健全で、職務遂行に支障のない身体的状態である者

■ 主な業務内容等

消火・救急・救助等の警防業務、火災予防業務、その他防火指導等の消防業務全般を行います。
業務の内容によって、隔日勤務又は毎日勤務となります。

(2) 欠格条項

次の各号の一に該当する場合は、受験できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 下関市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注) 欠格条項に該当することが判明した場合は合格が無効となります。

また、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

2 試験日時・場所及び試験の方法・内容等

(1) 第1次試験

① 上級消防

日時・場所	試験の方法・内容	
令和5年7月9日(日) 午前9時集合	教養試験	大学卒業程度の一般教養についての択一式による筆記試験 <2時間>
下関市消防訓練センター (下関市秋根西町一丁目5-10)	体力検査(注)	握力ほか総合的な体力検査を行います。 <約2時間>

注) 運動のできる服装、運動靴(室内用)を準備してください。
昼食を準備してください。

② 初級消防

日時・場所	試験の方法・内容	
令和5年9月17日(日) 午前9時集合	教養試験	高校卒業程度の一般教養についての択一式による筆記試験 <1時間15分>
下関市消防訓練センター (下関市秋根西町一丁目5-10)	体力検査(注)	握力ほか総合的な体力検査を行います。 <約2時間>

注) 運動のできる服装、運動靴(室内用)を準備してください。
昼食を準備してください。

(2) 試験結果の通知

第1次試験の結果については、下関市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

なお、合格者には文書で通知します。

(3) 第2次試験（第1次試験合格者を対象に実施します）

日時・場所	試験の方法・内容	
第1次試験合格通知の際にお知らせします。	面接	個別面接を行います。
	集団討論	与えられた課題について集団討論を行います。
	作文	課題を与えます。 <1時間>
	身体検査	医療機関で受診した健康診断書の提出を求めます。

3 採用及び給与

(1) 合格から採用まで

最終合格者は、原則として令和6年4月1日以降に採用されます。

なお、入庁日までに採用要件（受験資格）を満たさない場合、採用は無効となります。

(2) 採用後の条件

下関市内に居住すること

(3) 初任給（給料）

① 上級職 …… 大学卒 185,200 円

② 初級職 …… 高校卒 154,600 円

注1) 初任給は、給与改定等により増減することがあります。また、各人の経歴等によって異なります。

注2) 給料の他に扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

4 受験手続

(1) 申込方法

原則インターネットによる申込み（電子申請）を行ってください。

※試験実施の変更等の連絡を電子メールでお伝えできるため、できる限り電子申請を行ってください。
手続き方法等の詳細は、下関市ホームページを確認してください。

※電子申請での申込みができない方に限り、持参又は郵送での受付も行います。下記手順で申込書を請求の上、提出してください。

○申込書の請求方法

封筒の表に請求を希望する試験区分（「上級消防」又は「初級消防」）を赤字で記入し、140円切手を貼った宛先明記の角形2号の返信封筒を同封して、期限までに下記宛先に郵送してください。

郵送による申込書請求期限：上級職 令和5年6月6日（火）まで（必着）

初級職 令和5年8月3日（木）まで（必着）

※下関市消防局総務課へ直接受取りに来られる場合は、受付期間の最終日の17時15分まで配布します。

○申込書の請求及び提出先

〒750-0014 下関市岬之町17-1 下関市消防局 総務課 宛（消防局2階）

○提出する書類 下関市職員採用試験申込書

※必要事項を記入し、切手及び写真を貼付のうえ、提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と赤字で記入し、簡易書留で送付してください。

○受験票の送付

受験申込者には、第1次試験日の10日前ごろに受験票を送付します。

試験直前になっても受験票が届かない場合は、下関市消防局総務課に問い合わせてください。

(2) 受付期間

- ① 上級職 令和5年6月1日(木) から 令和5年6月13日(火) まで (必 着)
- ② 初級職 令和5年7月1日(土) から 令和5年8月10日(木) まで (必 着)

※下関市消防局総務課へ直接持参される場合は、受付期間の最終日の17時15分までを期限とします。

(3) 他の職種との併願について

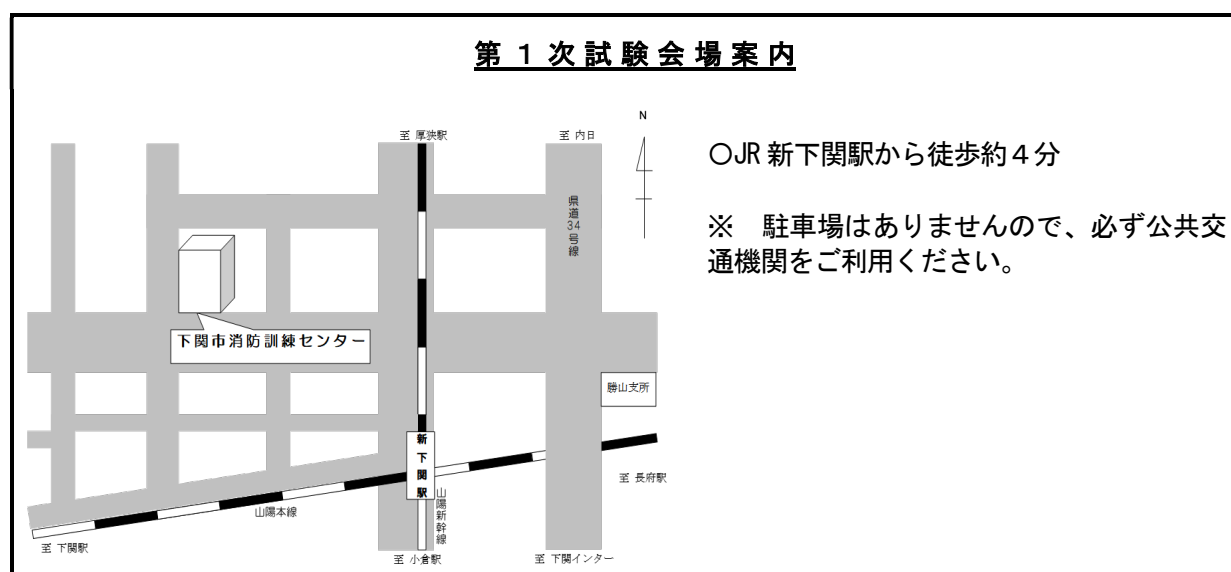
同一日程で実施される、下関市職員採用試験の他の試験区分との併願はできません。

5 試験結果の提供

採用試験の結果については、口頭による提供の申出をすることができます。

申出ができるのは本人に限られます。電話等での申出では提供できませんので、受験者本人が、受験票、運転免許証などの本人であることが証明できる書類を持参のうえ、消防局総務課(消防局2階)へ直接おいください。

試 験	提供の申出ができる者	提供内容	提 供 期 間
第1次試験	受験者本人	第1次試験の得点 及び順位	合格発表日(※) から 令和6年3月31日まで
第2次試験		第2次試験の得点 及び順位	※第1次試験の合格者への提供は、第2次 試験の合格発表日以降になります。



下関市消防局 総務課

〒750-0014 下関市岬之町17-1 (消防局2階)

電話 (083) 233-9111

<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>